



令和4年10月13日
厚生労働省
新潟労働局 発表

【担当・照会先】

新潟労働局 職業安定部 訓練室
室長 長谷川 徹(内線 4340)
室長補佐 下村 秀樹(内線 4341)
(直通電話) 025-288-3545

報道関係者各位

「第1回 新潟県地域職業能力開発促進協議会」を開催します。

～新潟県の計画的な人材育成に向けて～

(開催案内)

1 開催日時・場所

令和4年10月31日(月) 14:00～16:00
新潟美咲合同庁舎2号館 4階大会議室(新潟市中央区美咲町1丁目2番1号)

2 主な協議事項

地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定及び令和5年度の年度計画の策定方針等について。

3 出席者

職業訓練・教育訓練実施機関、職業紹介事業者、学識経験者、ほか

4 新潟県地域職業能力開発促進協議会について

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、

① デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、

② 訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図ることなどを目的として、新潟県と新潟労働局の共催により開催するものです。

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

「地域職業訓練実施
計画」と実績とのミ
スマッチの検証

職業訓練機関等

職業訓練の実施

将来的に必要なスキルも
含め、地域の詳細な人材ニ
ーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、
その他の職業能力開発に関
する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

②訓練効果の把握・検証（協議会の下でのワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

カリキュラ
ム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

修了者

採用企業

訓練機関